

◎幼稚園の継続利用申請について◎

対象：“現在通っている幼稚園”に引き続き通園を希望する方

※別の幼稚園に転園する方は、新規入園になります。

※現在通っている園児の兄弟姉妹が、同じ園に同時に入園を希望する場合も幼稚園で入園を受付けます。

I 必要書類を受取り、受付期間内に受付窓口または幼稚園に提出します。

受付期間 平成 28 年 10 月 11 日（火）～ 10 月 14 日（金）

提出書類

- ①支給認定申請書兼保育施設等入園(所)申込書
 - ②誓約書
 - ③保育料減免に関する書類 ※保育料の減額・免除を希望される方のみ
 - ④預かり保育利用申請書
 - ⑤勤務証明書等
- } ※預かり保育を希望する方のみ

提出先

継続して通園を希望する幼稚園
または、石垣市役所入口ロビー設置の窓口

○第 1 希望に継続して通園を希望する園名を記入、第 2 希望以下も必ず記入下さい。

※第 2 希望以降が未記入の場合、どの施設にも入園できないおそれがあります。

ご注意ください。（※定員を超える場合は、ご希望に添えない場合もあります。また、申込みが 5 名に満たない学級は開設いたしません。）

II 教育委員会から「入園内定通知書」が届きます。

1. 継続して同じ園に内定した場合 → 同じ園で面接を受けてください。

2. 他の幼稚園に内定した場合 → 内定した園で面接を受けてください。

○平成 29 年 1 月上旬～中旬にお届けする予定です。

※次の書類が入っていることを確認し、 は親子面接時に幼稚園に提出してください。

- ①入園内定通知書
- ②支給認定書(1 号認定)
- ③幼児家庭生活調査票…記入し、親子面接時に提出してください。
- ④預かり保育利用承諾書(または不承諾通知書)…預かり保育を希望した方のみ
- ⑤親子面接の案内…平成 29 年 1 月 24 日・25 日 午後 2 時から 5 時を予定しています。
- ⑥幼稚園保育料についてのお知らせ

III 幼稚園でお子様と一緒に親子面接を受けます。

○面接予定日：平成 29 年 1 月 24 日(火)・25 日(水)午後 2 時から 5 時

「親子面接の案内」でお知らせします。

○面接時、「幼児家庭生活調査票」を提出します。

提出書類 ①幼児家庭生活調査票

裏につづきます

○兄弟姉妹が新たに入園する方はその園児の口座振替手続きが必要になります。
※また、口座を変更する方も手続きを行ってください。

下記金融機関に「石垣市歳入金口座振替依頼書」を提出ください。

【取扱金融機関】 ・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・沖縄県労働金庫
・沖縄県農業協同組合(JA) ・沖縄県信用漁業協同組合連合会
(※上記以外の金融機関、ゆうちょ銀行の取扱いはできません。ご了承ください。)

【手続き期間】 平成 29 年 2 月 10 日(金)までには手続きをお済ませください。

Ⅳ 幼稚園一日体験入園や入園に関する経費の徴収があります。

○時期や内容については、各幼稚園からお知らせがあります。

V 幼稚園入園式

→「入園許可書兼保育料決定通知書」をお渡しします。